

資料 3

特定教育・保育施設等の認可と 利用定員の設定に関する資料

3－1 子ども・子育て支援新制度における「認可・確認」について

3－2 保育所及び小規模保育事業等の認可基準について

3－3 特定教育・保育施設等の認可、利用定員の設定について

3－4 認可予定施設事業計画書について

子ども・子育て支援新制度における「認可・確認」について

	認可・認定			利用定員の設定（確認）	
	根拠法令	権限	意見聴取	根拠法令	意見聴取
保育所	児童福祉法	さいたま市	※施設・設備や職員配置などが基準を満たしているか。 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 [子ども・青少年政策課]	子ども・子育て支援法	※利用定員の設定について。 ※「確認」を受けて初めて施設型給付・地域型保育給付の対象となる。 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 [子ども・青少年政策課]
地域型保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・家庭的保育事業			社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 認定こども園設置認可等審査部会 [のびのび安心子育て課]		
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）	さいたま市 (H28.3までは埼玉県)	—		＜権限＞ さいたま市
その他の認定こども園 ・保育所型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・地方裁量型認定こども園					
幼稚園 （「施設型給付」を受ける場合）	学校教育法	埼玉県			

保育所及び小規模保育事業等の認可基準について

＜参照＞ さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

項 目				認可保育所	小規模保育事業／ 事業所内保育事業(小規模型)		家庭的保育事業
					A型	B型	
保育年齢				0～5歳児	0～2歳児		0～2歳児
定 員				20人以上	6人以上19人以下		1人以上5人以下
設備	園児一人あたり 保育面積	0歳児	乳児室	5㎡ (駅前型等の緩和あり)	3.3㎡		3.3㎡
			ほふく室				
		1歳児	ほふく室	3.3㎡			
		2歳児	保育室 又は 遊戯室	1.98㎡	1.98㎡		
		3歳児					
		4歳児					
		5歳児					
	調理室			必要	調理設備 (連携施設等からの搬入も可)		同左
屋外 遊戯場	2歳以上児 一人あたり面積			3.3㎡ (駅前型等の緩和あり)	3.3㎡ (施設周辺の公園等を含む)		同左
職員	配置 基準	0歳児	3：1	同左		家庭的保育者＋家庭的 保育補助者	
		1歳児	6：1	同左			
		2歳児					
		3歳児	15：1 ※				
		4歳児	25：1 ※				
		5歳児					
	職員中の有資格者 (保育士・看護師)			全員	全員	・1/2以上が保育士 ・保育士以外は子育て支援員研修等修了者	・家庭的保育者： 所定の研修を修了した保育士、看護師又は幼稚園教諭 ・家庭的保育補助者： 子育て支援員研修修了者

※当分の間、従前の基準（3歳児 20：1、4・5歳児 30：1）での配置を可とする、経過措置の適用あり。

特定教育・保育施設等の認可、利用定員の設定について（一覧）

◆認可保育所（新設）

（単位：人）

	区名	施設の名称	所在地	設置者名	認可 定員	利用定員				合計
						3号認定		2号認定	1号認定	
						0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	
1	見沼	わかたけのもり保育園	見沼区南中野1130-1	株式会社ユア	42	0	12	30	-	42
2	見沼	さいたま南中野雲母保育園	見沼区南中野166-3	株式会社モード・プランニング・ ジャパン	60	6	21	33	-	60
3	南	南浦和文蔵はばたき保育園	南区文蔵3-38-6	株式会社みらいステップ	60	6	18	36	-	60
4	緑	認可保育園みその春風	緑区南部領辻円城寺4079	社会福祉法人春風の村 ※	60	3	15	42	-	60
5	緑	クオリスキッズ東浦和保育園	緑区東浦和3-31-8	株式会社クオリス	60	5	22	33	-	60
合 計（5施設）					282	20	88	174	-	282

（※印は、新設の社会福祉法人）

◆認定こども園（新設）

（単位：人）

認定こども園（新設）											（単位：人）
	区名	施設の名称	所在地	設置者名	認可 定員	利用定員					
						3号認定		2号認定	1号認定	合計	
						0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳		
1	西	認定こども園さしおぎ幼稚園	西区宝来1175-1	学校法人湯沢学園	261	0	18	54	189	261	
2	浦和	認定こども園双恵幼稚園	浦和区針ヶ谷1-21-24	学校法人双恵学園	183	0	12	36	135	183	
3	南	認定こども園浦和めぐみ幼稚園	南区白幡4-10-15	学校法人野口学園	267	0	42	90	135	267	
合 計 （3施設）					711	0	72	180	459	711	

◆幼稚園（施設型給付への移行）

（単位：人）

	区名	施設の名称	所在地	設置者名	認可 定員	利用定員				
						3号認定		2号認定	1号認定	合計
						0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	
1	北	さくらアート幼稚園	北区日進町3-193	学校法人山口総合学園	140	-	-	-	140	140
2	北	明和幼稚園	北区櫛引町2-54	学校法人深井学園	350	-	-	-	300	300
3	大宮	神戸幼稚園	大宮区土手町3-22	学校法人神戸学園	105	-	-	-	105	105
4	見沼	片柳幼稚園	見沼区御蔵556	学校法人片柳学園	280	-	-	-	270	270
5	見沼	春岡幼稚園	見沼区丸ヶ崎町45-1	学校法人荒井学園	315	-	-	-	150	150
6	中央	青いとり幼稚園	中央区八王子2-17-1	学校法人松喬学園	240	-	-	-	90	90
7	桜	浦和すみれ幼稚園	桜区南元宿2-24-1	学校法人高野学園	360	-	-	-	210	210
8	桜	淑徳と野幼稚園	桜区白鵜681	学校法人大乗淑徳学園	315	-	-	-	210	210
9	浦和	みぬま幼稚園	浦和区上木崎7-19-21	学校法人みぬま学園	320	-	-	-	240	240
10	南	南浦和幼稚園	南区文蔵2-29-22	学校法人南浦和学園	230	-	-	-	110	110
11	緑	原山幼稚園	緑区原山3-8-5	学校法人原山学園	240	-	-	-	135	135
12	岩槻	岩槻みどり幼稚園	岩槻区加倉1-25-2	学校法人岩槻みどり学園	315	-	-	-	150	150
13	岩槻	岩槻若葉幼稚園	岩槻区大字金重字東24-1	学校法人若木学園	665	-	-	-	275	275
合 計（13施設）					3,875	-	-	-	2,385	2,385

地域型保育事業の認可、利用定員の設定について(一覧)

◆小規模保育事業A型

	区名	保 育 施 設 名	所 在 地	設 置 者 名	認可 定員	利用定員(単位:人)			
						0歳 (3号認定)	1歳 (3号認定)	2歳 (3号認定)	合計
1	見沼	保育ルームどうさんのいえ東大宮	見沼区東大宮4-25-9-101	社会福祉法人大地会	19	6	6	7	19

◆家庭的保育事業

	区名	保 育 施 設 名	所 在 地	設 置 者 名	認可 定員	利用定員(単位:人)			
						0歳 (3号認定)	1歳 (3号認定)	2歳 (3号認定)	合計
1	中央	家庭保育室ちゅーりっぷ	中央区本町東2-10-20	石井 杏奈	5	1	2	2	5

◎地域型保育事業の利用定員総合計

0歳(3号認定)	1歳(3号認定)	2歳(3号認定)	合計
7	8	9	24

わかたけのもり保育園 事業計画書

法人名：株式会社ユア

施設名：わかたけのもり保育園

1 保育園の運営

(1) 所在地

さいたま市見沼区南中野 1 1 3 0 - 1

(2) 定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
0 人	6 人	6 人	1 0 人	1 0 人	1 0 人	4 2 人

(3) 職員定数

園長	主幹	保育士	事務員	調理員	計
1 人	1 人	8 人	1 人	2 人	1 3 人

(4) 事業開始年月日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

2 保育内容

(1) 保育時間

開所時間 7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0

保育標準時間 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

保育短時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(2) 保育目標

「その子らしさ」を尊重し、想いが溢れる子ども達を育てます

3 案内図



4 これまでの審査状況（主な項目）

（1）土地・建物について

項目		適・否
土地	1 設置者は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか	適
	2 地上権又は賃借権の登記が可能であるか、または賃貸借期間が適当であるか	適
	3 当該土地には抵当権等の権利関係が存在していないか、または駅前型等に該当するか	適
建物	1 当該土地に施設の建築が可能であるか（農振法、農地法、都市計画法等）	適
	2 施設を建設することについて、近隣住民等に対し、理解と協力を十分に求めているか	適
	3 法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしているか	適

（2）経営について

項目		適・否
経営	1 事業計画は適正であり、相応した資金計画であるか	適
	2 建設自己資金（寄附金）は確実なものであるか	適
	3 借入金は確実に調達できる見込みがあるか	適
	4 借入金償還の見通しはあるか	適

（3）運営について

項目		適・否
運営	1 法令等に定める職員配置の最低基準を満たしているか	適
	2 必要な保育時間が確保されているか	適
	3 必要な給食の提供体制が確保されているか	適

さいたま南中野雲母^{きらら}保育園 事業計画書

法人名：株式会社モード・プランニング・ジャパン

施設名：さいたま南中野雲母保育園

1 保育園の運営

(1) 所在地

さいたま市見沼区南中野 1 6 6 - 3

(2) 定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
6 人	1 0 人	1 1 人	1 1 人	1 1 人	1 1 人	6 0 人

(3) 職員定数

園長	主幹	保育士	事務員	調理員	計
1 人	1 人	1 1 人	0 人	3 人	1 6 人

(4) 事業開始年月日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

2 保育内容

(1) 保育時間

開所時間 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 （土曜日は 1 8 : 3 0 まで）

保育標準時間 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

保育短時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(2) 保育目標

（保育理念）

輝く大人が、輝く子どもと子どもの未来を育てる

（保育方針）

健康な心と身体を育む

（保育目標）

- ・自らの心と身体の健康を大切にできる子ども
- ・まわりの人々の思いに気付き、社会の一員としての生活を目指せる子ども
- ・自ら考えたことを表現し、様々な人と親しみを持って関わり合おうとする子ども
- ・主体的な意思に基づいて行動し、探求心を持って考えられる子ども

3 案内図



4 これまでの審査状況（主な項目）

（1）土地・建物について2

項目		適・否
土地	1 設置者は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか	適
	2 地上権又は賃借権の登記が可能であるか、または賃貸借期間が適当であるか	適
	3 当該土地には抵当権等の権利関係が存在していないか、または駅前型等に該当するか	適
建物	1 当該土地に施設の建築が可能であるか（農振法、農地法、都市計画法等）	適
	2 施設を建設することについて、近隣住民等に対し、理解と協力を十分に求めているか	適
	3 法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしているか	適

（2）経営について

項目		適・否
経営	1 事業計画は適正であり、相応した資金計画であるか	適
	2 建設自己資金（寄附金）は確実なものであるか	適
	3 借入金は確実に調達できる見込みがあるか	適
	4 借入金償還の見通しはあるか	適

（3）運営について

項目		適・否
運営	1 法令等に定める職員配置の最低基準を満たしているか	適
	2 必要な保育時間が確保されているか	適
	3 必要な給食の提供体制が確保されているか	適

南浦和文蔵はばたき保育園 事業計画書

法人名：株式会社みらいステップ

施設名：南浦和文蔵はばたき保育園

1 保育園の運営

(1) 所在地

さいたま市南区文蔵 3 - 3 8 - 6

(2) 定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
6 人	9 人	9 人	1 2 人	1 2 人	1 2 人	6 0 人

(3) 職員定数

園長	主幹	保育士	事務員	調理員	計
1 人	1 人	1 3 人	0 人	委託	1 5 人

(4) 事業開始年月日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

2 保育内容

(1) 保育時間

開所時間 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 （土曜日は 1 8 : 0 0 まで）

保育標準時間 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

保育短時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(2) 保育目標

- ・健康で明るく、元気に遊ぶ子
- ・愛する心と思いやりを持つ子
- ・自分の思いや考えを伝え、行動できる子
- ・豊かな感性と創造性を伸ばす子
- ・学ぶことの楽しさを知り、意欲的に調べる子
- ・食から旬を知り、感謝の心を持つ子
- ・外国語を学び、世界に羽ばたく子

3 案内図



4 これまでの審査状況（主な項目）

（1）土地・建物について

項目		適・否
土地	1 設置者は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか	適
	2 地上権又は賃借権の登記が可能であるか、または賃貸借期間が適当であるか	適
	3 当該土地には抵当権等の権利関係が存在していないか、または駅前型等に該当するか	適
建物	1 当該土地に施設の建築が可能であるか（農振法、農地法、都市計画法等）	適
	2 施設を建設することについて、近隣住民等に対し、理解と協力を十分に求めているか	適
	3 法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしているか	適

（2）経営について

項目		適・否
経営	1 事業計画は適正であり、相応した資金計画であるか	適
	2 建設自己資金（寄附金）は確実なものであるか	適
	3 借入金は確実に調達できる見込みがあるか	適
	4 借入金償還の見通しはあるか	適

（3）運営について

項目		適・否
運営	1 法令等に定める職員配置の最低基準を満たしているか	適
	2 必要な保育時間が確保されているか	適
	3 必要な給食の提供体制が確保されているか	適

認可保育園みその春風 事業計画書

法人名：社会福祉法人春風の村

施設名：認可保育園みその春風

1 保育園の運営

(1) 所在地

さいたま市緑区南部領辻円城寺 4 0 7 9

(2) 定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
3 人	6 人	9 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人	6 0 人

(3) 職員定数

園長	主任保士	保育士	事務員	調理員	計
1 人	1 人	1 2 人	2 人	2 人	1 8 人

(4) 事業開始年月日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

2 保育内容

(1) 保育時間

開所時間 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 （土曜日は 1 8 : 0 0 まで）

保育標準時間 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

保育短時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(2) 保育目標

（保育理念）

子どもの安全で快適な生活環境を保障し、健全な身体と温かい、思いやりのある心を育み、自分で判断して一歩踏み出せる力のある子の育成に励む。

（保育目標）

- ・心身ともに健やかで、思いやりをもって周囲と関われる子。
- ・豊かな感性と創造性のある子。
- ・生活や遊びを通し、自ら考え、思いを伝え合い行動し、他と協働できる子。
- ・幼児期に獲得すべき資質と能力を育む。

3 案内図



4 これまでの審査状況（主な項目）

（1）土地・建物について

項目		適・否
土地	1 設置者は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか	適
	2 地上権又は賃借権の登記が可能であるか、または賃貸借期間が適当であるか	適
	3 当該土地には抵当権等の権利関係が存在していないか、または駅前型等に該当するか	適
建物	1 当該土地に施設の建築が可能であるか（農振法、農地法、都市計画法等）	適
	2 施設を建設することについて、近隣住民等に対し、理解と協力を十分に求めているか	適
	3 法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしているか	適

（2）経営について

項目		適・否
経営	1 事業計画は適正であり、相応した資金計画であるか	適
	2 建設自己資金（寄附金）は確実なものであるか	適
	3 借入金は確実に調達できる見込みがあるか	適
	4 借入金償還の見通しはあるか	適

（3）運営について

項目		適・否
運営	1 法令等に定める職員配置の最低基準を満たしているか	適
	2 必要な保育時間が確保されているか	適
	3 必要な給食の提供体制が確保されているか	適

クオリスキッズ東浦和保育園 事業計画書

法人名：株式会社クオリス

施設名：クオリスキッズ東浦和保育園

1 保育園の運営

(1) 所在地

さいたま市緑区東浦和 3 - 3 1 - 8

(2) 定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
5 人	1 1 人	1 1 人	1 1 人	1 1 人	1 1 人	6 0 人

(3) 職員定数

園長	主幹	保育士	調理員	事務員	計
1 人	1 人	1 3 人	2 人	1 人	1 8 人

(4) 事業開始年月日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

2 保育内容

(1) 保育時間

開所時間 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 （土曜日は 1 8 : 3 0 まで）

保育標準時間 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

保育短時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(2) 保育目標

(保育方針)

豊かな人間性をもった子どもを育成すること。

(保育目標)

様々な経験や活動を通し、子ども一人一人が自ら考え行動できる「生きる力」を育てる。

- ・心身共に逞しい子
- ・素直に表現できる子
- ・自ら考え行動できる子
- ・優しく思いやりのある子

3 案内図



4 これまでの審査状況（主な項目）

（1）土地・建物について

項目		適・否
土地	1 設置者は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか	適
	2 地上権又は賃借権の登記が可能であるか、または賃貸借期間が適当であるか	適
	3 当該土地には抵当権等の権利関係が存在していないか、または駅前型等に該当するか	適
建物	1 当該土地に施設の建築が可能であるか（農振法、農地法、都市計画法等）	適
	2 施設を建設することについて、近隣住民等に対し、理解と協力を十分に求めているか	適
	3 法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしているか	適

（2）経営について

項目		適・否
経営	1 事業計画は適正であり、相応した資金計画であるか	適
	2 建設自己資金（寄附金）は確実なものであるか	適
	3 借入金は確実に調達できる見込みがあるか	適
	4 借入金償還の見通しはあるか	適

（3）運営について

項目		適・否
運営	1 法令等に定める職員配置の最低基準を満たしているか	適
	2 必要な保育時間が確保されているか	適
	3 必要な給食の提供体制が確保されているか	適

保育ルームぞうさんのいえ東大宮 事業計画書

設置者：社会福祉法人大地会

施設名：保育ルームぞうさんのいえ東大宮

1 保育園の運営

(1) 所在地

さいたま市見沼区東大宮 4 - 2 5 - 9 - 1 0 1

(2) 施設種類・類型

小規模保育事業 A型

(3) 定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
6 人	6 人	7 人	1 9 人

(4) 職員定数

園長	保育士	事務員	調理員	計
1 人	7 人	1 人	1 人	1 0 人

(5) 事業開始年月日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

2 保育内容

(1) 保育時間

開所時間 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

保育標準時間 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

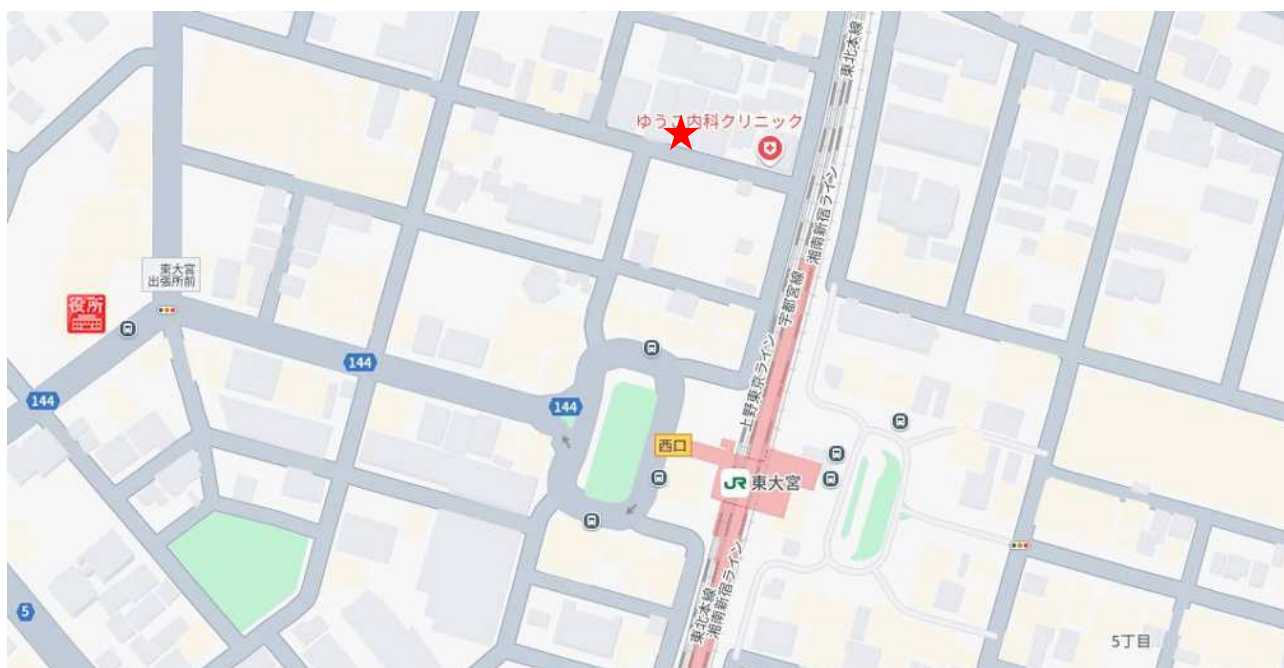
保育短時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(2) 保育方針

子どもたちの心が「たくさん遊んだ満足感」と「今日はこれができた！という達成感」で日々満たされることを何より大切にしています。

また、地域の商業施設と行事などで豊かに交流し、地域に根差した保育園を目指します。

3 案内図



4 これまでの審査状況（主な項目）

（1）土地・建物について

項目		適・否
土地・建物	1 設置者は当該建物を確実に使用できる権限を有しているか	適
	2 法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしているか	適

（2）経営について

項目		適・否
経営	1 事業計画は適正であり、相応した資金計画であるか	適

（3）運営について

項目		適・否
運営	1 法令等に定める職員配置の最低基準を満たしているか	適
	2 必要な保育時間が確保されているか	適
	3 必要な給食の提供体制が確保されているか	適

家庭保育室 ちゅーりっぷ 事業計画書

設置者：石井 杏奈

施設名：家庭保育室 ちゅーりっぷ

1 保育園の運営

(1) 所在地

さいたま市中央区本町東 2 - 1 0 - 2 0

(2) 施設種類・類型

家庭的保育事業

(3) 定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
1 人	2 人	2 人	5 人

(4) 職員定数

家庭的保育者	家庭的保育補助者 兼調理員	計
1 人	3 人	4 人

※調理員は家庭的保育補助者と兼務

(5) 事業開始年月日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

2 保育内容

(1) 保育時間

開所時間 7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 （土曜日は 1 8 : 3 0 まで）

保育標準時間 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

保育短時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(2) 保育方針

- ・ 暖かな雰囲気の中で、魅力ある保育を行い子どもたちの成長を見守る
- ・ 子ども一人一人の個性を大切にし、基本的な生活習慣を身につけられる保育
- ・ 家庭的保育事業ならではの、安全・安心な手厚い保育
- ・ 日々豊かにのびていく、子どもたちの育つ力を見守る
- ・ 保護者との信頼関係を構築し、なんでも相談できる間柄になれるよう努める

3 案内図



4 これまでの審査状況（主な項目）

(1) 土地・建物について

項目		適・否
土地・建物	1 設置者は当該建物を確実に使用できる権限を有しているか	適
	2 法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしているか	適

(2) 経営について

項目		適・否
経営	1 事業計画は適正であり、相応した資金計画であるか	適

(3) 運営について

項目		適・否
運営	1 法令等に定める職員配置の最低基準を満たしているか	適
	2 必要な保育時間が確保されているか	適
	3 必要な給食の提供体制が確保されているか	適

資料 3 (補足資料)

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び
さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

〔家庭的保育事業等における連携施設の基準緩和及び経過措置の延長に係る条例改正〕

1. 改正経緯

子ども・子育て支援新制度の施行から10年が経過する中、家庭的保育事業等における連携施設の確保が全国的に進んでいない状況を踏まえ、更なる基準緩和と経過措置の延長により、連携施設の確保促進と必要な保育提供体制の確保を図るため、国の内閣府令が改正されたことから、関連する条例の改正に至ったもの。

2. 改正概要

家庭的保育事業等における連携施設の基準及び経過措置について、国基準の改正に準じ、以下3点の改正を行うもの。

- (1) 「保育内容の支援」の連携について、認可保育所等から連携施設の確保が著しく困難である場合、小規模保育事業A型事業者等を、保育内容支援連携協力者として確保することで、連携施設の確保に代えることができる。
- (2) 「代替保育の提供」の連携について、認可保育所等から連携施設の確保が著しく困難であり、小規模保育事業A型事業者等による代替保育連携協力者の確保も著しく困難な場合、連携施設を確保しないことができる。
- (3) 連携施設を確保しないことができる経過措置期間を令和11年度末まで5年間延長する。

3. 対象施設

小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業

4. 施行期日

令和7年4月1日

(参考1) 連携未確保施設の状況

		保育内容の支援	代替保育の提供	卒園後の受け皿	連携3項目
さいたま市	未確保施設数	6施設	4施設	17施設	18施設
	未確保率【全地域型保育事業（180施設）に占める割合】	3.3%	2.2%	9.4%	10.0%
全国	未確保率	13.6%	24.8%	14.1%	30.9%

(参考2) 連携施設に係る条例改正の経過

施行年度	項目	内容
平成30年度	代替保育の提供	小規模保育事業A型事業者等を確保することで、連携施設の確保に代えることができる
令和元年度	卒園後の受け皿	企業主導型保育事業及びナーサリールーム等を確保することで、連携施設の確保に代えることができる
	経過措置	連携施設を確保しないことができる経過措置期間を令和6年度末まで5年間延長する

(参考3) 連携施設の概要

家庭的保育事業等（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）は、原則として2歳までの子どもを預かる小規模の施設であるため、在園児が集団保育を体験する機会の確保や、卒園した後も引き続き保育の提供が受けられるよう、以下の3項目の役割を担う連携施設を確保する必要がある。

(1) 連携項目

① 保育内容の支援

家庭的保育事業等を利用する児童に集団保育を体験させるための機会を設けたり、保育を適切に提供するために必要な相談・助言を行うなど、保育内容に関する支援を行うこと。

(例) 相談・助言、合同保育(行事)、園庭開放、健康診断 等

② 代替保育の提供

家庭的保育事業等の職員の病気、休暇等により保育を提供することが一時的に困難な場合等に、連携施設が代わりに保育を提供すること。

(例) 家庭的保育事業等を利用する児童を連携施設において保育する、連携施設から家庭的保育事業等に職員を派遣する

③ 卒園後の受け皿

家庭的保育事業等を卒園する児童が優先的に入所できる枠を連携施設において確保し、保護者の希望に基づき受け入れ、教育又は保育を提供すること。

(2) 連携確保の進捗状況

経過措置を前回延長した令和元年度は、連携の3項目を全て確保できている施設は、全体の約1割であったが、連携の確保支援の実施等により、現在は9割まで確保が進んできている。

	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.1
総施設数【A】	136施設	138施設	157施設	169施設	175施設	181施設	180施設
連携3項目確保済み【B】	15施設	33施設	70施設	102施設	122施設	144施設	162施設
確保率【B／A】	11.0%	23.9%	44.6%	60.4%	69.7%	79.6%	90.0%